ID:　380

担当部署:　上下水道部 水道工務課

処分の概要	指定の停止
例規名 根拠条項	芦屋市指定給水装置工事事業者に関する規程　第9条
例規番号	平成10年水道事業管理規程第2号

【根拠条文】

（指定の停止）

第9条　前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日